

田尻町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

大阪雇用対策会議における「12万人緊急雇用創出プラン」の理念・考え方を引き続き継承し、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の推進を図り、大阪府と連携してまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

先進的な技術の取り入れについて、その手法等情報収集に努め、本町の実情に即した雇用創設に取り組んでまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

関連企業への啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じ近隣市町との連携を図りながら、正規雇用の実現に努めてまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

隣接市の泉佐野市において、平成19年5月に「南大阪若者サポートステーション」が開設され、若年相談者の誘導はもとより、本町の施設においても事業開催の掲示等幅広く啓発活動を行っています。今後も引き続き、積極的な啓発活動に取り組んでまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

大阪府をはじめ近隣市町等関係機関との連携を密にし、その強化に努めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

人的資源の投資・確保については、労働部門との関わりが強いことから、商工・労働と一体となった取り組みを図ってまいります。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

先進市町村の情報収集に努め、本町の実情に即した産業施策の展開を図ってまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本町では、かねてより町長を先頭に職員全体で行財政改革への取り組みを進めており、今後ともコンプライアンス体制の確立は当然のこととし、引き続き自律した行財政運営の確立にむけて最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

負債を次世代へ先送りしないことは、まさに本町がめざす行財政運営方針であり、これを基本に、厳しい財政運営を強いられている近年においても、いわゆる赤字地方債を発行することなく現在に至っております。本町では、すでに行財政改革の基本的指針となる集中改革プランを策定済みであるため、今後ともこの集中改革プランを基本とし必要に応じた見直しを行いながら、鋭

意行財政改革を推進し、次代につなぐ魅力あるまちづくりをめざして健全財政の確保に全力で取り組み組んでまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

「地域医療計画」をはじめ、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築は大切なことであると認識しております。救急医療、夜間・休日診療、小児救急医療、産科医療の充実については、近隣市町と連携し、その充実に努めているところです。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護保険の普及・啓発については、個別通知や広報、また地域包括支援センターの活動もあり、介護サービス事業についても浸透しつつあるものと考えております。

第三者の評価・オンブズマン等の活用についてですが、本町においては、平成19年度に介護相談員を1名増員し、相談体制等の強化を図ったところです。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

本町の地域包括支援センターは、様々な事業を通し町内外各種団体との連携を密にするとともに、地域包括ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置、定期的を開催し、各種各機関にも参画していただき、ネットワークの構築や情報の交換・共有を図っております。

地域包括支援センター運営協議会への被保険者代表の参画ですが、本町においては、設置時より2名の方に参画していただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいくつくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策

策を講じること。

(回答)

高齢者福祉の観点から、また保健福祉の観点からも、様々な事業・イベントを企画し実施しているところです。特に保健センターにおいては、社会教育課と連携し体力測定を実施したり、平成17年に策定した「健康たじり21」の計画に基づき「元気トライ隊」を組織し、健康を維持をめざす教室・事業を行っているところです。また、平成19年度よりニュースポーツとして「ノルディックウォーキング」に取り組んでおり、自主活動サークルとして、その動きが活発化しつつあるところです。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護業務については法定受託事務であるため、本町としては要望の全体の趣旨を援護の実施機関である大阪府岸和田子ども家庭センターへ伝え、同センターより大阪府へ要望を上げていきます。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V・A I D Sの現状に鑑み、関係機関との連携を今後も積極的に行ってまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

子育て支援については、次代を担うすべての子どもたちを健やかに育成することをめざし、平成17年に「次世代育成支援行動計画」を策定し、保育サービスや質の向上を順次図っています。病児保育に関しましては重要な項目として認識しており、医療機関とりわけ小児科医との十分

な連携体制が必要と考えていますが、本町には小児科病院が皆無で、近隣市町村にも小児科病院が少ないため、現在のところは人材の確保が困難であることから即座に実施できないため、今後の課題としてまいりたいと考えております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育現場において、育児休業等により保育士に欠員が生じた場合は、保育士と幼稚園教諭との連携及び代替職員の配置により保育の質が低下しないよう措置を講じております。

また、人権尊重の視点に立った豊かな人間形成と差別を許さない基礎的資質を養うための保育を実践するよう、幼稚園・小中学校及び研究団体等と連携を図りながら、効果的な学習方法や教材について研究し、職員の育成及び教育・保育の充実に取り組んでおります。今後も引き続き障害児に対する人権保育研修や幼児教育講習会等への参加により人材育成を図ってまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

近年の急激な少子化や核家族化の進行により、地域における健やかな子どもを育む環境充実が求められていますが、放課後子ども教室事業の拡充のため、地域ボランティアの確保や様々な企画立案、事業の周知等に努めたいと考えております。

学童保育については、専用の活動場所の確保が難しいものの、本町小学校1校に対し1クラブ設置している状況にあり、事業内容については適宜見直しを行っております。今後も地域の実情や保護者の就労状況を把握しながら、円滑な学級運営ができるよう事業拡充を図ってまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の教育力向上等の推進につきましては、さらなる基盤整備を推進してまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充

を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

制度の周知については、なお一層推進してまいります。また、就学援助制度の水準については、義務教育で必要な費用は賄えるよう引き続き取り組んでまいります。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府が養成制度を創設された人権擁護士は、人権相談員等を支援する重要な役割を担うものですが、年間約200時間の講義受講や事例研究・実習・試験等が課されるなど、かなり厳しい条件を満たさなければなりません。本町のような小規模な自治体では、一人の職員が複数の業務を担当せざるを得ない状況であり、上記のような研修を受講することは極めて困難であると言わざるを得ません。しかしながら、今後も可能な限り人権相談・救済システムの充実に、田尻町人権協会との協力のもと、啓発・教育に係る各種事業に努めてまいりたいと考えております。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

平成17年4月に「田尻町男女共同参画プラン」を策定し、毎年度プランの進捗状況を取りまとめ、庁内推進会議等において報告することにより着実な推進を図っております。

また、審議会等への女性参画比率は30%の達成をまだ見ておりませんが、今後も同プランの推進に努めてまいりたいと考えております。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進

を図ること。

(回答)

本町では、「田尻町男女共同参画推進条例」を2005(平成17)年3月24日に公布、同4月1日に施行しております。また、同条例の理念のもと策定された「田尻町男女共同参画プラン」の推進に、7(1)のとおり努めているところです。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本町では、人権相談員による「生活なんでも人権相談」を実施するほか、月1回専門女性カウンセラーによる女性相談を近隣市町とも連携のうえ、田尻町人権協会主催の相談事業として実施しております。また、人権相談員は各種研修に積極的に出席するよう努めており、町として男女共同参画研修(議会議員・管理職及び一般職員向け)も実施しております。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性が子育てをすることは、女性の子育てと仕事の両立のための環境の充実につながるだけでなく、男性職員自身にとって貴重な体験ができるという観点からも大切であることから、育児休業を取得しやすい環境づくり等次世代育成支援の取り組みに努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門(自動車など)や民生部門(家庭・オフィスビルなど)の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量は、特に家庭やオフィス・商店などでの増加が著

しくなっています。これらへの対策を進めるためには、国や地方自治体のみの取り組みではなく一人ひとりが地球温暖化問題を意識し、家庭や外出先でのちょっとした省エネルギーなどの取り組みを積み重ねていくことが非常に大切です。住民や企業など色々な主体の意識醸成・温暖化防止活動が推進されるよう、大阪府や関係機関と連携しながら、地球環境問題の重要性や省エネルギー行動などの実践の促進に努めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド問題は、今や温暖化問題と同様に早急に対策を講じる必要がある課題で、熱中症等の健康影響や二酸化炭素排出量の増加などの影響をももたらす環境問題です。熱環境のさらなる悪化を防ぎ、少しでも緩和できるよう大阪府や関係機関との連携をさらに強化し、課題や対策の情報共有を図りながら、啓発活動や実効ある取り組みを研究・検討のうえ、身近なことから推進してまいります。

緑化についてもヒートアイランド対策のひとつの手法として可能な範囲で実施を検討し、さらには大阪府と連携し、「田尻町開発指導要綱」等に基づき緑化面積の増加等の推進を図ってまいりたいと考えております。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

地球温暖化問題の重要性やアイドリングストップ運動の効果・必要性等が広く周知され取り組みが図られるよう、広報紙への掲載やイベント・講習会等において普及啓発を強化してまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

現在本町の資源ごみのリサイクルは、カン・ビン・ペットボトルなど10品目の分別収集を行っています。また、本町の「第5期分別収集計画」においても、廃プラスチックを平成21年度よ

り実施する予定であり、今後ともリサイクルの促進及び向上のため、広報などによる啓発を進めてまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄の対策については、近隣自治体や関係機関と協力して対策連絡会議を設置し、一斉パトロールなどにより対応しております。本町は山間部がないために不法投棄されやすい場所は少ないですが、公共施設のごみ箱や海岸沿い・河川敷への不法投棄物が見られる状況にあります。そのため、監視カメラの設置及び運用に関する要綱などを制定し、平成18年度から監視カメラを設置、不法投棄の監視を図っております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川や大阪湾の汚れの原因の8割は、家庭からの生活排水と言われています。本町では、下水道普及率97.6%（平成19年4月現在）となっていることから、河川に流れ込む排水は少なくなってきましたが、まだ下水道未接続家庭も残っていることから、引き続き家庭でできる生活排水対策について、普及啓発を行ってまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「大阪府地域防災計画」の見直しに伴い、今年中に「田尻町地域防災計画」の修正を行い、防災対策の補強を行います。また、災害時用の備蓄食糧については毎年点検・更新を行っております。

防災訓練につきましては、定期的な住民参加型防災訓練の実施により住民等の防災意識の高揚を図っており、今年度は3月1日に予定しています。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から

84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本町における公立学校の耐震化率につきましては、安全確保の観点から平成19年において100%を達成しております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

本町社会体育施設では指定管理者により多目的グラウンドでAEDを設置済みであり、町営プールについても平成19年度に設置済みです。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、本町においても農空間保全地域を指定し、遊休農地の利用促進を図ってまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

本町におきましては、「田尻町開発指導要綱」により、市街地の健全な発展と住民福祉の充実を図っておりますが、要請された事項につきましては、開発指導行政のなかにおいて指導・誘導し、今後の課題とさせていただきます。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

「大阪府福祉のまちづくり条例」等の各種法令に基づき、すべての利用者が利用しやすい交通の提供にむけ取り組んでまいりたいと考えております。

費用補助につきましては、現在行財政改革が進行中であり、今後の検討課題とさせていただきます。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

交通事情等を勘案したうえで、今後の検討課題とさせていただきます。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本町の南海本線吉見ノ里駅周辺においては、公共駐車場の用地確保等の理由により実施が困難であると考えております。

11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター(互助会)の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

(1) 中小企業が経済社会の重要な地位を占めていることはご存知のところであり、今後とも中小企業の役割は一層大きいと考えられます。特に泉州地域における中小企業の事業とその環境は際立って存在し、精一杯の事業努力がなされていると考えられます。こういった中、一般的には大企業との間に労働条件、労働福祉面の格差が生じています。

(2) すでに昭和63年度に地域自治体を中心となって中小企業勤労者及びその事業主が相協力して市町単位に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、福祉事業を行うことに対して、市町を通じてその管理運営費等の一部を助成する制度があります。

(3) 自治体によってはすでに「勤労者福祉サービスセンター」を設置されうまく運用できていると思われませんが、広域化を図ることで自治体の経費を抑えることもできますし、サービスの多様化も考えられます。

こういった制度等を活用し中小企業勤労者の福祉向上及び地域活性化にご尽力賜りたく、ご要請を申し上げます。

(回答)

(1)について、中小企業と大企業の間には雇用・労働条件の面で大きな格差があり、とりわけ労働福祉の面においては、企業の資金力不足や従業員が少ないことにより、事業の推進を余儀なくされているのが現状です。そのような現状を認識し、中小企業勤労者への負担軽減に努めるべく先進市町への研究に取り組んでまいります。

(2)について、サービスセンターに対する補助に要する経費のうち管理費について1/2、また市区町村がサービスセンターの健康関連事業にかかる経費を補助した場合、国から市区町村の補助額に対して1/2の補助を受けられることとなっているので、今後の検討材料としていきたいと考えております。

(3)について、中小企業勤労者福祉サービスセンターにおける組織・運営事業の認識を深め、広域化の現実性を踏まえ設置市の情報収集に努めてまいります。